

VII. 世界遺産基金及び国際的援助

VII.A 世界遺産基金

223. 世界遺産基金は、ユネスコ財政規則の規定に準拠して、条約により設立された信託基金である。基金の資金は、締約国が条約に拠出する分担金及び任意拠出金、および基金の規則によって認められるその他のあらゆる資金から成る。

世界遺産条約第 15 条参照

224. 基金の規約は、<http://whc.unesco.org/en/financialregulations> に掲載の文書 WHC/7 に示されている。(英語)

VII.B. その他の技術的・財政的支援、パートナーシップ

225. 可能な範囲で、国際的援助のための追加的資金を他の資金源から調達するために世界遺産基金を運用する。

226. 委員会は、世界遺産一覧表登録資産のための国際的援助キャンペーンその他のユネスコプロジェクトのために世界遺産基金に対して支払われた拠出金は、条約の第 V 節に則り、かつ当該キャンペーン又はプロジェクトの実施のために作成される協議書に準拠して、受け付け、運用することを決議した。

227. 締約国が、世界遺産基金に対する分担金の支払いに加えて、更なる条約支援を行うことを歓迎する。この任意の支援の方法としては、世界遺産基金に対する追加的拠出、又は、資産に対する直接的な財政的貢献、技術的貢献が考えられる。

世界遺産条約第 15(3) 条参照

228. 締約国は、世界遺産の保護を目的としてユネスコにより組織される国際的な募金運動に参加することが推奨される。

229. 世界遺産資産のためのキャンペーンその他のユネスコプロジェクトに対して、寄附を行うことを考える締約国等は、世界遺産基金を通じて寄附を行うよう推奨される。

230. 締約国は、世界遺産保全の努力を支援するための募金を目的とする国の財団又は団体及び講師の財団又は団体の設立を奨励することが推奨される。

世界遺産条約第 17 条参照

231. 事務局は、世界遺産保全のための財政的、技術的資源を活用するための支援を行う。そのため、事務局は世

界遺産委員会の決議、指針及びユネスコ規則に準拠して、公共機関又は民間機関とのパートナーシップ関係を結ぶ。

232. 事務局は、世界遺産基金の利益となる外的資金調達の際の原則として、「ユネスコと民間外務基金との協力に関する指令（“Directives concerning UNESCO’s co-operation with private extra-budgetary funding sources”）」及び「民間基金の活用のための指針及び候補選定の基準（“Guidelines for mobilizing private funds and criteria for selecting potential partners”）」を参照すること。これらの文書は、次のウェブアドレスで入手できる。
<http://whc.unesco.org/en/privatefunds>（英語）

"Directives concerning UNESCO's co-operation with private extra-budgetary funding sources" (決議 149 EX/Dec. 7.5 付属資料)
"Guidelines for mobilizing private funds and criteria for selecting potential partners" (決議 156 EX/Dec. 9.4 付属資料)

VII.C 国際的援助

233. 条約は、締約国が自国の領域内に存在する、世界遺産一覧表に登録されている又は潜在的に登録されることが適当な文化遺産、自然遺産を保護するための国際的援助を提供する。国際的援助は、世界遺産資産及び暫定リスト掲載資産の保全管理について、十分な（人的、財政的）資源が国内では確保できない場合に、国による取組みと補完する補助的なものと位置づけられる。
234. 国際的援助は、*世界遺産条約*に基づいて設置された世界遺産基金を第一の資金源とする。委員会は、2年ごとに国際的援助の決定を行う。
235. 世界遺産委員会は、締約国の要請に応じて、様々な国際的援助の調整と割り当てを行う。以下に、国際的援助の種類を、優先順に示す。詳細は早見表を参照。
- a) 緊急援助
 - b) 準備援助
 - c) 研修・研究援助
 - d) 技術協力
 - e) 教育、広報、普及啓発のための援助

世界遺産条約第13条第1項及び第2項、第19条～第26条参照

世界遺産条約セクションIV

VII.D 国際的援助の原則と優先順位

236. 国際的援助の供与は、危険にさらされている世界遺産一覧表に掲載されている思案を優先する。委員会は、世界遺産基金による援助の相当分が、危険にさらされている世界遺産一覧表登録資産に確実に割り当てられるようにするための特別予算枠を設けている。
世界遺産条約第 13 条第 1 項 参照
237. 世界遺産基金に対する分担金又は任意拠出金の支払いに未払いがある締約国は、国際的援助を受けることができない。但し、緊急援助の要請についてはこの限りではない。
決議 13 COM XII.34 参照
238. 戦略目標を達成するため、委員会は、地域別計画で設定された優先順位に従い、国際的援助の供与を行う。これらの計画は、定期的報告のフォローアップの中で採択され、定期的報告で特定された締約国のニーズに基づいて、委員会が定期的な見直しを行う。(第 V 章参照)
決議 26 COM 17.2, 26 COM 20 及び 26 COM 25.3 参照
239. 上記第 236 段落から第 238 段落に概説した優先順位に加え、国際的援助供与に係る委員会決議は、以下の点についての考察のもとに採択される。
- a) 当該援助が、触媒作用・相乗効果（「シードマネー」）により、他の資金源からの財政的技術的支援を引き出す可能性。
 - b) 当該国際的援助の要請が、国連経済社会理事会開発政策委員会の定義による後発開発途上国又は低所得国によるものかどうか。
 - c) 世界遺産資産に対して講じるべき保護措置の緊急性。
 - d) 被援助国から当該活動に対する立法上のコミットメント、行政上のコミットメント、さらにできれば、財政上のコミットメントが得られるかどうか。
 - e) 当該活動が、委員会が決定した戦略目標の推進に及ぼす影響。
第 26 段落参照
 - f) 当該活動が、リアクティブモニタリングの過程及び/又は地域別定期的報告の分析を通じて特
決議 20 COM XII 参照

定された（援助）ニーズにどの程度応えているか。

- g) 当該活動が、科学的研究及び費用対効果の高い保全技術の開発という点において模範となるかどうか。
- h) 当該活動の費用及び期待される効果。
- i) 専門家のトレーニング及び一般市民への普及併発に関する教育効果。

240. 文化遺産 - 自然遺産間の資源配分についてバランスを保つ。この配分については、委員会が、定期的に見直しを行い決定する。

VII.E 早見表

241.

国際的援助の種別	目的	予算の上限	要請提出期限	承認機関
緊急援助	<p>本支援は、危険にさらされている世界遺産一覧表又は世界遺産一覧表に掲載されている資産で、重大な被害を受けている資産又は突然の予測されなかった現象により差し迫った危機に脅かされている資産の確実な危険又は潜在的危険に対処することを目的として要請できる。地盤沈下、広域火災、爆発、洪水、戦争などの人的災害が含まれる。本支援は、腐敗、汚染、浸食といった漸進的原因による被害及び悪化については対象としない。厳密に世界遺産資産に関係した緊急事態に対応するものである。(決議 28 COM 10B 2.c 参照)。必要な場合は、1カ国内に存在する複数の資産に対して利用される場合もある。(決議 6 EXT.COM 15.2 参照)。右に示した予算上限額は、世界遺産資産 1 件についてのものである。</p> <p>本支援は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 資産を保護するための緊急的措置の実施 (ii) 資産の緊急計画策定 <p>を目的として要請することができる。</p>	<p>US\$ 75,000 まで</p> <p>US\$ 75,000 超</p>	<p>随時</p> <p>2月1日</p>	<p>委員会議長</p> <p>委員会</p>
準備援助	<p>本支援は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 世界遺産一覧表への登録がふさわしい資産の国別暫定リストの作成、改定 (ii) 同一の地政治文化的地域内における国別暫定リストの統合のための会議の開催 (iii) 世界遺産一覧表登録推薦書の作成 (推薦資産とその他の類似資産との比較を行う比較分析を含む) (付属資料 5 の 3.c 参照); (iv) 研修・研究援助要請の作成、世界遺産資産のための技術協力要請の作成 <p>を目的として要請することができる。</p> <p>自国の資産が世界遺産一覧表に登録されていない締約国又は一覧表に十分代表されていない締約国による申請が優先される。</p>	<p>US\$ 30,000 まで</p>	<p>随時</p>	<p>委員会議長</p>
研修、研究援助	<p>本支援は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 世界遺産の認定、モニタリング、保全、管理、保護に係る全レベルの一般職員及び専門職員の研修 (集団研修中心) (ii) 世界遺産資産に資する科学的調査 (iii) 世界遺産資産の保全、管理、公開に係る科学的課題及び技術的課題についての研究 <p>を目的として要請することができる。</p> <p>注: ユネスコにより行われている個々の研修コースへの要請は、事務局から入手可能な、標準の「フェロシップ申請」書式を用いて行うこと。</p>	<p>US\$ 30,000 まで</p> <p>US\$ 3,000 超</p>	<p>随時</p> <p>2月1日</p>	<p>委員会議長</p> <p>委員会</p>

国際的援助の種別	目的	予算の上限	要請提出期限	承認機関
技術協力	<p>本支援は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 危険にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表登録資産の保全、管理、公開のための専門家、技術者、経験者の派遣 (ii) 危険にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表登録資産の保全、管理、公開のために締約国が必要とする機材の供与 (iii) 危険にさらされている世界遺産一覧表及び世界遺産一覧表登録資産の保全、管理、公開のために実施される活動への低利子融資、又は無利子融資。利子の長期返済も可。 <p>を目的として要請することができる。</p>	<p>US\$ 30,000 まで</p> <p>US\$ 30,000 超</p>	<p>随時</p> <p>2月1日</p>	<p>委員会議長</p> <p>委員会</p>
教育・広報・普及啓発のための援助	<p>本支援は、</p> <ul style="list-style-type: none"> (i) 地域的、国際的取組み（プログラム、活動、会議の開催） <ul style="list-style-type: none"> -対象地域内の国において条約への関心を醸成することを支援する -条約の適用に対してより活発な参加を促進するため、条約の履行に関する困難な課題に対して普及啓発を行う。 -経験を共有する機会を提供する -教育、広報、普及啓発計画及び活動（特に、世界遺産保全に有益な若者の参加がある場合）の共同実施を推進する。 (ii) 国内的取組み <ul style="list-style-type: none"> -条約をより知らしめるために開催される（特に若者の間での）会議又は、条約第 17 条に規定される世界遺産関連団体の設立のための会議 -条約及び世界遺産一覧表の（特定の資産のためではなく）一般的な普及啓発活動のための、特に若者を対象とした、教材、広報材料（パンフレット、出版物、展示物、映画、マルチメディア等）の作成、検討。 <p>を目的として要請することができる。</p>	<p>US\$ 5,000 まで</p> <p>US\$ 5,000 ~ US\$ 10,000</p>	<p>随時</p> <p>随時</p>	<p>世界遺産センター長</p> <p>委員会議長</p>

VII.F 手続き及び書式

242. 国際的援助の要請を提出する全ての締約国は、各要請の想起、計画、詳細検討に際して、事務局及び諮問機関と協議することが推奨される。締約国の便を図るため、参考となる国際的援助要請書の事例の提供も、要請により可能である。
243. 国際的援助の申請書式を、付属資料 8 に示す。(国際的援助の)種別、融資規模、提出期限、および承認権限機関については VII.E 章の早見表にまとめて示した。
244. 要請は、英語又はフランス語により作成し、しかるべく署名を付した上で、締約国のユネスコ国内委員会、ユネスコ常駐代表及び/又は適切な政府機関(省庁)により下記宛に送致すること。

UNESCO World Heritage Center

7, place de Fontenoy

75352 Paris 07 SP

France

Tel: +33 (0) 1 4568 1276

Fax: +33 (0) 1 4568 5570

E-mail: wh-intassistance@unesco.org

245. 国際的援助要請は、締約国から電子メールで提出することができるが、正式な署名を付した原本を追って提出しなければならない。
246. 申請書式中で要求されているすべての情報を提供することが大切である。適宜、必要に応じて、追加情報、報告書等によって要請書の補足を行っても良い。

VII.G 国際的援助要請の審査及び承認

247. 締約国による支援要請書に不備がなければ、事務局は、諮問機関の協力のもと、以下のとおり遅延なく各要請の処理を行う。
248. 文化遺産に関する国際的援助の要請の審査は、

決議 13 COM XII.34 参照

ICOMOS および ICCROM が行う。

249. 複合遺産に関する国際的援助の要請の審査は、ICOMOS、ICCROM、およびIUCNが行う。
250. 自然遺産に関する国際的援助の要請の審査は、IUCNが行う。
251. 諮問機関の審査基準の要点を付属資料9に示す。
252. 議長決済の要請は、随時、事務局に提出することができる。適切な審査を経て、議長に承認される。
253. 議長は、自らの出身国が提出した要請については、承認する権限をもたない。この場合は、委員会により審査が行われる。
254. 委員会による承認を要する場合は、要請書は2月1日以前に（2月1日を含む）事務局に受理されていなければならない。このようにして提出された要請は、次に開催される委員会に提出される。

VII.H 契約手続き

255. ユネスコ及び関係締約国又はその代表は、ユネスコ規則に則り、又、承認された申請書にもともと記載されていたワークプランと予算内訳に基づいて、承認された国際的援助の実施に関する合意書を締結する。

VII.I 国際的援助の評価及びフォローアップ

256. 要請された国際的援助の実施状況に関して、モニタリング及び評価を、活動完了後12カ月以内に実施する。この評価結果は、諮問機関と事務局が協働して照合を行い、定期的に委員会による審査を受ける。
257. 委員会は、国際的援助の実施、評価及びフォローアップを審査し、国際的援助の効果を評価するとともに優先順位の見直しを行う。